

平成 24 年度事業報告書  
(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

## 1 役員会の開催

### (1) 第三十四回理事会

第三十四回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 24 年 5 月 22 日 16:30～17:30  
場 所： 法曹会館 高砂の間  
出席者： 理事 33 名  
(本人出席 8 名、代理人出席 22 名、書面による表決権行使者 3 名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案： 第一号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件  
第二号議案 会長・理事長及び事務局長互選の件  
第三号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件  
第四号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件  
第五号議案 平成 23 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件  
第六号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算の件  
第七号議案 寄附行為一部変更の件 第八号議案 顧問・参与推薦の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

箕 康生  
小杉 丈夫

### (2) 第三十一回評議員会

第三十一回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 24 年 5 月 22 日 16:30～17:30  
場 所： 法曹会館 高砂の間  
出席者： 評議員 27 名  
(本人出席 6 名、代理人出席 21 名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号議案及び第三号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議 案： 第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件  
第二号議案 平成 23 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件  
第三号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算の件

#### 第四号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下3名の評議員及び理事長が指名された。

青山 善充

小泉 淑子

原田 明夫

今回推薦された役員に対し、会長宮原賢次は平成24年5月22日付で役職を委嘱した。

#### (3) 第三十五回理事会(書面による議決)

平成24年8月7日、理事長原田明夫は第三十五回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成24年8月21日、第一号議案、第二号議案、第三号議案、第四号議案、第六号議案は過半数、第五号議案は3分の2の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案：第一号議案 評議員推薦の件  
第二号議案 参与推薦の件  
第三号議案 公益財団法人国際民商事法センターの最初評議員候補推薦の件  
第四号議案 公益財団法人国際民商事法センターへ移行認定申請に関する件  
第五号議案 定款（現寄附行為）変更の件  
第六号議案 内部規程等改正の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

筧 康生

小杉 丈夫

今回推薦された役員に対し、会長宮原賢次は平成24年8月21日付で役職を委嘱した。

#### (4) 第三十二回評議員会(書面による議決)

平成24年8月7日、理事長原田明夫は第三十二回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成24年8月21日、第一号議案、第三号議案は過半数、第二号議案は3分の2の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案：第一号議案 公益財団法人国際民商事法センターへの移行認定申請に関する件  
第二号議案 定款（現寄附行為）変更の件

### 第三号議案 内部規程等改正の件

議事録署名人として、以下3名の評議員及び理事長が指名された。

青山 善充  
小泉 淑子  
原田 明夫

#### (5) 第三十六回理事会(書面による議決)

平成24年9月3日、理事長原田明夫は第三十六回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成24年9月14日、第一号議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

第一号議案 理事推薦の件  
候補者 小川 郷太郎氏

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

箕 康生  
小杉 丈夫

#### (6) 第三十三回評議員会(書面による議決)

平成24年9月3日、理事長原田明夫は第三十三回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成24年9月14日、第一号議案は過半数の回答を得て原案通り承認可決した。

第一号議案 理事推薦の件  
候補者 小川 郷太郎氏

議事録署名人として、以下の3名の評議員及び理事長が指名された。

青山 善充  
小泉 淑子  
原田 明夫

今回推薦された役員に対し、会長宮原賢次は平成24年9月14日付で役職を委嘱した。

#### (7) 財団法人国際民商事法センター 最初の評議員選定委員会

財団法人国際民商事法センター 最初の評議員選定委員会を以下の通り開催した。

日 時：平成24年9月21日 11：05～11：25  
場 所：法曹会館 高砂の間  
出席者：選定委員5名（全員）

議案説明等のため、理事長原田明夫、事務局長北野貴晶が出席

議案審議に先立ち、理事長原田明夫及び事務局長北野貴晶が説明及び情報提供を行った。互選により、青山善充氏が議長となり議事を進め、以下の議案について承認可決した。

#### 第一号議案 最初の評議員選出の件

出席した選定委員全員が議事録に署名した。

#### (8) 第三十七回理事会(書面による議決)

平成24年10月22日、理事長原田明夫は第三十七回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成24年10月31日、第一号議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

#### 第一号議案 学術評議員推薦の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

筧 康生  
小杉 丈夫

## 2、調査・研究事業

#### (1) アジア・太平洋地域法制度調査

当財団は法務省法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋地域法制度調査研究事業を実施している。平成24年度よりは「会社情報提供制度」をテーマとしてアジア・太平洋会社情報提供制度研究会を平成27年3月までの3ヶ年計画として実施している。本年度は初年度であり、対象国関係者よりのヒアリングを中心に研究会を実施した。

名 称：アジア・太平洋会社情報提供制度研究会  
主 催：法務省法務総合研究所国際協力部、当財団  
期 間：平成24年4月～平成27年3月(3か年プロジェクト)  
研究対象国・地域：韓国、ベトナム、台湾、シンガポール  
座 長：近藤 光男 神戸大学大学院法学研究科教授  
委 員：川口 恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授  
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授  
中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授  
行澤 一人 神戸大学大学院法学研究科教授

石田 真得 関西学院大学法学部教授  
池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士  
齋藤 晓 住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長

平成24年度における研究会開催 場所は法務省法務総合研究所国際協力部セミナー室

第1回研究会 平成24年5月29日  
第2回研究会 平成24年7月3日  
第3回研究会 平成24年8月21日  
第4回研究会 平成24年12月27日

## (2) 日韓パートナーシップ研修

本研修は、韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修で、研修員が、研修主題に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を研修主題についての制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としており、平成11年から毎年開催しているものである。本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。なお、韓国セッションは、大法院公務員教育院が実施する。当財団は本研修の日本側共催者として会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力をしている。

### 第13回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ ～「不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び  
民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」

日本セッション：平成24年6月18日～6月28日(東京)

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務省法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修。6月26日総合発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション：平成24年10月29日～11月8日(ソウル)

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修。帰国後11月8日帰国報告会を実施。

## (3) インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

インドネシアでは、裁判官の研修等を行う司法研究開発研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきているが、研修の具体的ノウハウを十分に有しておらず、インドネシア最高裁判所から、日本の法曹養成及び任官後研修を学びたいとの要請があり、共同研究を法務省と共に実施した。

期 間：平成24年11月12日～23日  
場 所：法務省総合研究所国際会議室及び訪問先  
研 究 員：10名（最高裁判事1名、司法研究開発研修所付判事2名など）

#### (4) ロシア会社法制度調査研究

当財団は中央アジア地域法制比較研究の一環として、中央アジア諸国の法制のベースとなっているロシアの法制度とりわけ企業にとって関心があるロシアの会社法制度の調査を実施した。

調査委託者：松嶋 希会 弁護士

調査期間：平成24年10月23日（火）～平成25年3月15日（木）

調査事項：ロシアにおける会社法制度の調査

（1）会社の種類、会社の設立、会社の機関、会社の清算等

（2）外国企業による会社運営に関するものとして、外資規制、合併規制、雇用法制等

### 3、セミナー・講演会事業

#### (1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要な事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側の要請により「社会インフラ事業並びに社会公益事業への民間企業の参入保障に関する法制度」をテーマとして取り上げた。

今回のテーマは国家発展改革委員会の要請に沿い、現在中国において注目を浴びている社会インフラ事業並びに社会公益事業への民間企業の参入保障に関する法制度について学術的な観点及び実務の観点から日本の現状を紹介することにあった。上記については、日ごろから多くの機会を通じてPFIに携わっておられる我が国のPFI実務の第一人者である三井物産戦略研究所フェローの美原融先生、並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士の赤羽貴先生にお願いした。又、講師二人の講演のベースとなる資料は、あらかじめ翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前に準備してもらったことにより、当日のコメンテーターの意見発表、その後の質疑応答は内容のある当を得たものとなり、充実したセミナーとすることができた。

#### 第17回日中民商事法セミナー（北京）

日 時：平成25年3月8日（金）

場 所：新世紀日航飯店

主 催：日本側 法務省法務総合研究所、当財団  
中国側 国家発展改革委員会

総合司会：張 治峰 法規司副巡視員  
開会挨拶：任 瓏 副秘書長（兼）法規司司長  
原田 明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

### 講演 I

演題：民によるインフラ社会資本整備と公共サービス提供の実践の在り方  
～背景と実践：特色と具体的な事例～

講師：美原 融 三井物産戦略研究所研究フェロー  
(東洋大学大学院(公民連携専攻)客員教授)

### 講演 I に関する中国側コメント

コメンテーター：吳 高盛 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会  
立法企画室巡視員

### 講演 II

演題：「PFI法」「コンセッション方式」の要点解説

講師：赤羽 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士

### 講演 II に関する中国側コメント

コメンテーター：北京市共和法律事務所弁護士 徐 純

総括スピーチ：松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉 丈夫

### 閉会挨拶

日本側 酒井 那彦 法務省法務総合研究所長

中国側 林 大建 外事司副巡視員

## (2) シンポジウム「アジア市場の形成に向けた日本の役割」

当財団は、公益社団法人商事法務研究会、財団法人日本法律家協会、日本ローエイシア友好協会とともにシンポジウム「アジア市場の形成に向けた日本の役割」を開催した。経済活動がグローバル化していく中で、アジアの成長力をどのようにして取り込んでいくかということが、わが国の喫緊の課題になっているが、そのためにはどのような施策が必要であり、また日本がどのような役割を果たしていくべきなのかということについて、多様な観点から光を当てるとともに、この問題を特に現在進行している契約法（債権法）の改正を素材に議論することを目的として開催した。

日 時：2012年6月14日（木）

場 所：東京都千代田区大手町 日経ビル3階 日経ホール

テ - マ：「アジア市場に形成に向けた日本の役割」

主 催：公益社団法人商事法務研究会、財団法人日本法律家協会、  
日本ローエイシア友好協会、当財団

後 援：法務省、独立行政法人日本貿易振興機構、日本経済新聞社

～プログラム～

開会挨拶 小杉 丈夫 日本ローエイシア友好協会副会長、当財団理事

## 第一部 基調講演

講演1 「日本発—アジアから世界へ

～新たなグローバル社会におけるルール作り～」

　　薮中 三十二 立命館大学教授、外務省顧問

講演2 「成長するアジアと日本企業」

　　小島 順彦 三菱商事株式会社取締役会長

講演3 「アジアの発展、日本の立ち位置」

　　伊藤 元重 東京大学教授

## 第二部 パネルディスカッション

アジア市場における制度的環境の整備 ～契約ルールの整備を中心に～

＜司会＞ 柏木 昇 中央大学法科大学院フェロー

＜パネリスト＞ 伊藤 元重 東京大学教授

　　内田 貴 法務省参与

　　太田 穂 長島・大野・常松法律事務所弁護士

　　中村 利雄 日本商工会議所専務理事

　　薮中 三十二 立命館大学教授、外務省顧問

閉会挨拶 本林 徹 公益社団法人商事法務研究会代表理事副会長

## (3) 国際民商事法講演会

今年度は、法務省法務総合研究所と共催して、財務省財務総合政策研究所の後援をえて、ミャンマー・ビジネスロー講演会を開催した。ミャンマーは、2011年3月に民政化を遂げ、一歩ずつ着実に民主化の道を歩んでいるが、ミャンマーへの支援・投資・進出を検討している方を対象に、元ヤンゴン大学法学部長で弁護士のタン・ヌエ氏及び元ミャンマー最高裁判所判事・最高裁判所研究国際関係部長で、現在は弁護士として企業へのリーガルアドバイスに従事しているティン・ゾウ氏を講師として、ミャンマーにおけるビジネス法・労働法・土地法・会社法・契約法等の現状についての講演会を行った。

### ① 大阪講演

日 時： 2012年7月27日（金）

場 所： 大阪中之島合同庁舎2階 法務省法務総合研究所国際会議室

～プログラム～

開会挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部長 野口 元郎

講演I 「ミャンマーでのビジネス展開に関する法的枠組み」

Ms. Than Nwe (タン・ヌエ氏)

元ミャンマーヤンゴン大学法学部長、弁護士

講演Iに対する質疑応答

講演II 「ミャンマーの司法制度と訴訟手続き」

Mr. Htin Zaw (ティン・ゾウ氏)

元ミャンマー最高裁判所研究国際関係部長、弁護士

講演Ⅱに対する質疑応答

閉会挨拶 財団法人国際民商事法センター顧問 加納 駿亮

② 東京講演

日 時： 2012年8月1日（水）

場 所： 国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟国際会議室

～プログラム～

開会挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部長 野口 元郎

講演Ⅰ 「ミャンマーでのビジネス展開に関する法的枠組み」

Ms. Than Nwe (タン・ヌエ氏)

元ミャンマーヤンゴン大学法学部長、弁護士

講演Ⅰに対する質疑応答

講演Ⅱ 「外国投資法について」

Mr. Htin Zaw (ティン・ゾウ氏)

元ミャンマー最高裁判所研究国際関係部長、弁護士

講演Ⅱに対する質疑応答

閉会挨拶 財団法人国際民商事法センター理事 小杉 丈夫

（4）連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2012」

これまで、当財団は、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE) と共に、法整備支援・アジア諸国法研究を担う若手実務家・研究者の育成のための連携企画を2010年から実施しているが、今年度はさらに規模を拡大し3回シリーズで行った。

① 第1弾 キックオフセミナー

本セミナーでは、法学を学ぶ学部生・大学院生に対してアジアのいまをどのように見るべきか、 法整備支援やアジアの法と社会の研究に携わるためのキャリアパスや研修に関する情報を提供した。

日 時： 2012年5月26日（土）

会 場： 慶應義塾大学 三田キャンパス 南館ディスタンス・ラーニング室  
名古屋大学会場(CALE)とテレビ会議接続

主 催： 名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター  
法務省法務総合研究所

慶應義塾大学大学院法務研究科

神戸大学大学院国際協力研究科

日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・

トレーニング・プログラム」 (ITP)  
日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム」  
当財団  
後援：独立行政法人国際協力機構 (JICA)

～プログラム～

趣旨説明：山下 輝年 法務省法務総合研究所国際協力部長

連携企画の紹介：市橋 克哉 名古屋大学大学院法学研究科教授 (CALEセンター長)

松浦 好治 名古屋大学大学院法学研究科教授

大河内 美紀 名古屋大学大学院法学研究科准教授

若者シンポの課題説明：松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

対談：「アジア太平洋の時代の法律家・法学研究者たち

～いま、なぜアジア諸国法研究・法整備支援を学ぶ必要があるのか？」

鮎京 正訓 名古屋大学副総長

× 山下 輝年 法務省法務総合研究所国際協力部長

ゲストとの対話：「アジアの法と社会に関わって得たもの」

柴田 紀子 法務省法務総合研究所教官、元JICA法整備支援専門家

佐藤 直史 JICA国際協力専門員、弁護士

島田 弦 名古屋大学大学院国際開発研究科准教授

## ② 第2弾 サマースクール「アジアの法と社会 2012」

このサマースクールでは、アジアの法と社会を学ぶことの意味、フィールドワークの方法論と研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法曹実務家がアジア法整備支援に関わることの意義などについて、国内外の専門家を招聘して集中講義を行い、参加者が基礎知識や研究方法論を習得するとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワークを形成する場を提供した。

日 時：2012年8月6日～8日

会 場：名古屋大学文系総合館7階カンファレンスホール

主 催：名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE)

法務省法務総合研究所

慶應義塾大学大学院法務研究科

神戸大学大学院国際協力研究科

日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・

トレーニング・プログラム (ITP)」

日本学術振興会「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」

日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム」

当財団

後援：独立行政法人 国際協力機構 (JICA)、日本弁護士連合会

## ③ 第3弾 法整備支援に関する学生のシンポジウム

私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』

キックオフセミナー、サマースクールで学んだ知識を踏まえ、「アジア諸国の司法アクセスの現状と改善」について、全国の各大学の学生メンバーが集いそれぞれの国について議論したもので、「法の分野での国際協力・国際貢献」としての開発法学と法制度整備支援の実情と魅力に関して、学生等に研究発表させることを通じて、法制度整備支援に対する広範な関心を集め、理解と協力を求めるとともに、今後の法制度整備に携わる人材の育成強化及び関係諸機関との連携強化を図ることを目的とした。

日 時： 2012年11月17日(土)  
場 所： 慶應義塾大学 三田キャンパス 南館ディスタンス・ラーニング室  
名古屋大学会場(CALE)とテレビ会議接続  
主 催： 名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE)  
法務省法務総合研究所  
慶應義塾大学大学院法務研究科  
神戸大学大学院国際協力研究科  
日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」  
日本学術振興会「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」  
日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム」  
当財団,

～プログラム～

趣旨説明： 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
国別発表： ベトナム 「ベトナムにおける司法アクセス  
- JICAインターンシップで学んだこと-」  
ウズベキスタン 「ウズベキスタンにおける市民の司法アクセス  
-司法とマハラ-」  
中国 「中国における司法アクセスについての調査」  
東ティモール 「東ティモールにおける市民の司法アクセス  
-女性をめぐる問題と反DV成立に焦点を当てて-」  
インドネシア 「インドネシアの司法アクセス」  
ミャンマー 「ミャンマーにおける司法アクセス  
-社会の発展とそれに伴う法制度変化の実情-」  
ラオス 「L A O P D R - ラオスの司法アクセスの現状 -」  
カンボジア 「カンボジアにおける司法アクセスの現状と課題」

＜発表参加大学＞

- ・慶應義塾大学
- ・神戸大学大学院国際協力研究科 G S I C S
- ・中央大学
- ・名古屋大学
- ・名古屋大学法科大学院
- ・名古屋大学法学研究科
- ・南山大学
- ・日本大学
- ・一橋大学
- ・一橋大学法学研究科

## コメント&ディスカッション

閉会の辞： 北野 貴晶 財団法人国際民商事法センター事務局長

### (5) 2012年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務省法務総合研究所等と共に下記セミナーを実施した。

開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々に関し、ODAを利用した中小企業の海外進出支援について理解を深めてもらうと同時に、インドネシアを例にとった日本企業の進出状況、法的問題点などについての実情把握

主 催： 石川国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、北國新聞社、当財団

後 援： 中部国際拠点化支援会議

日 時： 平成25年3月1日(金) 13:30 ~ 17:00

場 所： 北國新聞社 交流ホール

#### ～プログラム～

開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長

本江 威憲 財団法人国際民商事法センター監事

#### 講 演

(第1部) 途上国での法務リスクに備える

～インドネシアにおける事業展開の法的ポイント～

ジャカルタ・インターナショナル・ローオフィス

　　外国法アドバイザー・平石 努弁護士

(第2部) ODAを利用した中小企業の海外展開支援

　　外務省国際協力局 開発協力総括課 企画官 品川 光彦氏

(第3部) 中部国際拠点化支援会議における中小企業の海外展開支援について

　　経済産業省中部経済産業局産業課課長補佐 中 恒夫氏

　　日本貿易振興機構金沢貿易情報センター所長 久保 敦氏

　　独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸支部経営支援課

　　シニアアドバイザー 園田 孝氏

### (6) 講演会 中央アジアにおけるビジネスの可能性

当財団は、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人太平洋人材交流センター（PREX）と共に（後援 法務省法務総合研究所国際協力部）し、旧ソ連から独立して20年が経過して政治・経済面で安定してきた中央アジア地域でのビジネスに可能性について、中央アジア地域に精通した専門家による講演会を実施した。

日 時： 2012年12月14日 (金)

場 所： 大阪大学中之島センター 5階講義堂

## ～プログラム～

開会挨拶：大野ゆかり JICA関西業務第一課長

講演1 「新しいシルクロード」

米田 博 福山市立大学都市経営学部教授

元JICA国際協力専門家 ウズベキスタン日本センター長

講演2 「中央アジア法制の基礎知識」

松嶋 希会 弁護士

PricewaterhouseCoopers RussiaB.Vモスクワ事務所日本企業部門

元JICAウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト長期専門家

質疑応答&討論

閉会挨拶：尾上 晉隆 公益財団法人太平洋人材交流センター国際協力部長

## (7) 第14回法整備支援連絡会 (当財団は後援)

開催趣旨：法整備支援関係者の情報交換・支援の在り方に関する意見交換

日 時：平成25年1月25日10：00～18：00

会 場：(大阪) 大阪中之島合同庁舎2階 法務省法務総合研究所国際会議室  
(東京) JICA市ヶ谷ビル「国際会議場」(TV会議システム)

主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構(JICA)

テ ー マ：連帯と協調で広げる法整備支援

出 席 者：法整備支援に関与している関係機関、関係者

## 4、法整備支援受託事業

### (1)ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

① 第40回ベトナム(司法省)研修

期 間：平成24年9月5日～9月12日(8日間)

場 所：法務省法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容：本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われるものである。ベトナムでは2009年6月にベトナム国家賠償法が成立し、2010年1月に施行された。施行後は、同法をいかにして運用していくかが課題となり、2011年7月には、司法省内に国家賠償局が創設されたほか、各省と中央直轄都市に、それぞれ数名ずつ国家賠償の専門職員が配置されるなど、国家賠償の実務を円滑に遂行するための体制構築が行なわれているが、同法の適用件数は少なく、国民の認知度も高くはない。またベトナムの国家賠償法では、対象とされる国家機関の行為が限定されていることや、当該国家機関が違法行為の内容を確定する必要があるなど賠償請求の要件が煩雑に過ぎる面があり、そのために国民が利用しにくい制度になっているとの見方もある。同法の改正議論が持ち上がっている。本研修はベトナム司法省のほか、財務省・裁判所など関連機関の担当者を我が国に招へいし、大学教授や訟務担当者らによる専門性の高い講義・意見交換会、訟務関係機関の見学等を実

施して、ベトナム側担当者の国家賠償実務及びベトナム国家賠償制度に関する知見を深め、同国の国家賠償実務の運用改善や、必要な法改正に役立てることを目的に実施された。

研修員：8名

ファム・クイ・ティ	司法省次官（団長）
チャン・ヴィエット・フン	司法省国家賠償局副局長
チャン・フィ・リエウ	司法省法律補助局局長代理
ブイ・ティ・ラン	タイビン省司法局局長
ブイ・ヴァン・ミン	内務省組織・編成局専門員
グエン・カック・ニュー	司法省人事組織部主任専門官
ヴ・ゴック・AIN	司法省国家賠償局事務局長
レ・タイ・フォン	司法省国家賠償局賠償解決業務室室長

② 第41回ベトナム（最高裁判所）研修

期 間：平成24年10月1日～10月12日（12日間）

場 所：法務省法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容：本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われるものである。ベトナムでは経済発展に伴って民商事事件の事件数及び難易度は増しているが、裁判所においては、手続選択の幅のないことや、事件管理のノウハウに乏しいことによる事件の滞留が課題の一つとなっており、かかる実情に対応した法制度や裁判所の体制を整備することが急務となっている。簡易手続に関する国会常務委員会法令の起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の司法機構について情報提供を行うとともに、法令の草案についての意見交換を行うことにより、法令の作成に寄与すること並びに日本の裁判所におけるケースマネジメント（裁判官の審理活動以外の事件処理に関する業務一般）についても紹介し、ベトナムの裁判所の実務改善に寄与することを目的として実施された。

研修員：10名

グエン・ソン	最高人民裁判所副長官
ダオ・ティ・ガ	最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副長官
チャン・ティ・ソン・グエット	最高人民裁判所ダナン控訴審裁判所副長官
ディン・ティ・フエン・カイン	最高人民裁判所判事（最高人民裁判所ホーチミン市控訴審裁判所勤務）
ホ・ヴァン・マイ	ビンズオン省人民裁判所長官
グエン・ティ・マイ	ハイフォン市人民裁判所長官
グエン・ヴァン・クオン	最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
ブイ・ティ・ズン・フエン	最高人民裁判所裁判理論研究所民商事法研究部長
レ・テ・フック	最高人民裁判所裁判理論研究所民商事法研究部副部長
フック・ティ・ゴック・ハ	最高人民裁判所国際協力部専門員

③ 第42回ベトナム(最高人民検察院)研修

期 間：平成24年12月10日～12月18日（9日間）

場 所：法務省法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容：本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われるものである。ベトナムでは、実情を踏まえた上で、諸外国の法律システムを選択的に取り入れ、一貫性、統一性のある法律システムを構築すること、訴訟当事者による公判での弁論活動を強化した改正刑事訴訟法を制定すること人民裁判所や人民検察院を含む司法機関の組織や権限を明確化し整備すること、各捜査機関の再編成に向けた研究を進めること等の司法制度改革を推進している。本研修は、研修員が、日本の刑事司法活動を支える科学捜査の実情や、警察と検察との関係、検察官による独自捜査の在り方などについて専門家から講義を受け、また、模擬裁判を実施し、あるいは刑事法廷を傍聴することなどによって、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事司法活動の実情等を学ぶとともに、今後のベトナム刑事司法制度の展望についての発表を行い、これに関して専門家と協議をすることにより、ベトナム刑事司法制度改革を後押しすることを主たる目的として実施された。

研修員：15名

チャン・フォック・トイ	最高人民検察院副長官（中央軍事検察院長官）
ルオン・ヴァン・タイン	最高人民検察院財政-計画部部長
グエン・ティ・ギア	ハイフォン市人民委員会副書記 (ハイフォン市共産党副書記兼任)
グエン・ヴァン・クアン	ハイフォン市人民検察院長官
グエン・ディン・ヴィエン	最高人民検察院ホーチミン市控訴審担当 (控訴権及び検察権実行)部副部長
グエン・タイン・ヴァン	最高人民検察院ハノイ市控訴審担当 (公訴権及び検察権実行)部検察官
グエン・スアン・カイン	フーイエン省人民検察院副長官
マイ・タイン・マオ	バックリエウ省人民検察院副長官
ド・ティ・テ	タイビン省人民検察院副長官
ブイ・ダン・ズン	ハイフォン市人民検察院副長官
ホアン・ティ・トゥイ・ホア	最高人民検察院国際協力部室長
グエン・タイ・ビン	ハイフォン市人民検察院安全、麻薬第1審担当 (公訴権及び検察権実行)室室長
ヴ・マン・フン	ハイフォン市人民検察院刑事控訴審、監督審、再審担当 (公訴権及び検察権実行)室室長
グエン・ティ・ト・ホア	ハイフォン市レー・チャン区人民検察院長官
グエン・トゥアン・カイン	ハイフォン市人民検察院行政-経済- 労働事件解決業務等検察室室長

④ 第43回ベトナム(最高裁判所)研修

期 間： 平成25年1月9日～1月15日（7日間）

場 所： 法務省法務総合研究所（大阪）及びJICA関西国際センター

研修内容：本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われるものである。ベトナムでは、2009年7月に民事判決執行法の施行が開始され、裁判所から執行力のある判決の送付を受けた司法省管轄の執行機関が実施している。同法の施行から3年が経過した現在、執行官の権限が限定されていることなどの同法の規定上の問題点や、執行費用の未回収、財産明渡しの困難性といった実務上の問題点が浮上してきている。

本研修は、ベトナム司法省民事判決執行局総局長等8名を研修員として日本に招き、日本の民事執行手続について情報提供を行うとともに、執行手続の改善に向けての意見交換を行うことを目的として実施された。

研修員：8名

グエン・ヴァン・ソン	司法省民事判決執行総局副局長
ズオン・クアン・トゥオン	トゥア・ティエン・フエ省司法局局長
チャン・ティ・フオン・ホア	司法省民事判決執行総局事務副局長
レ・アイン・トゥアン	司法省民事判決執行総局業務部1副部長
グエン・バン・ガウ	ロンアン省民事判決執行局局長
ファン・テ・ドゥオン	ナムディン省民事判決執行局局長
チン・ミン・ヒエン	司法省民事経済法部専門家
ブウ・テエ・フォック	内務省組織編成部専門家

(2)ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1（平成8年12月～平成11年11月）、フェーズ2（平成11年12月～平成15年3月）、フェーズ3（平成15年7月～平成19年3月）が実施されてきたが、その後をうけたベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1は、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、平成19年4月～平成23年3月まで実施された。平成23年度からは、同プロジェクトフェーズ2（4年間）が開始され平成24年度はその2年目にあたっている。

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの主要内容

フェーズ1では「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区（バクニン省）を指定し、同地区において、司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）及び司法補助機関（戸籍、不動産登記、公証に関する機関）の能力の改善に向けた取組が行われた。起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、民事判決執行法、国家賠償法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正等の支援を実施し、その結果、民事判決執行法（平成20年11月）、国家賠償法（平成21年6月）、行政訴訟法（平成22年12月）、改正民事訴訟法（平成23年3月）がベトナムの国会で可決成立した。現在進行中のフェーズ2は、支援対象機関はフェーズ1と同様で、支援内容は、中央司法関係機関の助言・監督能力を主要地

区に広め、法令改善能力等の向上を目指すものであり、ハイフォン市を主要活動地域としている。また、民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を実施している。

当年度は民法共同研究会（委員長 森嶋昭夫特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長 委員他12名）が研究会を3回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一 元東京高等裁判所部総括判事 委員他4名）が3回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

### (3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

#### ① 第1回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

期 間：平成25年2月18日～2月28日（11日間）

場 所：法務省法務総合研究所（大阪）及びJICA関西国際センター

研修内容：2012年4月から新たに開始された民法・民事訴訟法普及プロジェクト（以下「現行プロジェクト」という。）では、それまで各支援対象機関ごとに並行して実施していたプロジェクトを一本化した上、王立法律経済大学も支援対象に加え、民事分野における法解釈・運用能力の向上を目的とした人材育成等の支援を行っている。本研修は、現行プロジェクトにおける初めての本邦研修であり、各支援対象機関から5名ずつ、合計20名の混成メンバーで実施した。カンボジア側の関心の高い民事関連の諸分野について、豊富な知識と実務経験を有する専門家を講師に迎えて講義を行い、カンボジア国内での勉強会の成果を補強し、深化させるものとなった。さらにカンボジアにおける将来の制度設計に向けて、裁判所、地方法務局、弁護士会及び法科大学院といった我が国の法律関連施設を見学することにより、概念上の制度理解に止まらず、制度を実現・運用するための人的・物的インフラの重要性を認識してもらうことができた。以上に加えて、全ての支援対象機関のメンバーが合同で研修を行うことで、メンバー相互間はもとより支援対象機関相互間の交流が深まり、情報共有が進んで、現行プロジェクトが一層実効的な支援となった。

研修員：20名

タット・ルッティ	司法省付判事
ブンヤイ・ナルン	司法省総務総局次長
ナル・フィリップ	司法省法教育・普及局長
ホック・チャンソヴァンナラ	司法省民事局次長
オル・ティレック	司法省検察局次長
グオン・ラタナ	王立司法学院プルサット 始審裁判所判事
ケット・ソチアット	王立司法学院クラティエ始審裁判所判事
ヴァ・サカダ	王立司法学院プロン・ペン検事局検事
サム・ルティヴェアスナ	王立司法学院カンダル検察局検事
チエ・ヴィヴァタナ	王立司法学院カンダル始審裁判所判事
イヴ・ポリ	弁護士会 弁護士
テップ・ボバル	弁護士会 弁護士
スウン・ソビア	弁護士会 弁護士
ユン・サヴァト	弁護士会 弁護士

セク・ソヴァンナ	弁護士会 弁護士
ハップ・パルティ	王立経済大学教授、大学院課程副学部長
ボウイ・ティダ	王立経済大学教授、アカデミック部長
コング・ソペアック	王立経済大学教授、調査部員
ポリ・パンニヤ	王立経済大学教授、調査部員
オウン・サカダ	王立経済大学教授

#### (4) カンボジア法制度整備

平成24年4月から新たに民法・民事訴訟法普及プロジェクトが開始した。それまで各支援対象機関ごとに並行して実施していたプロジェクトを一本化した上、王立法律経済大学も支援対象に加え、民事分野における法解釈・運用能力の向上を目的とした人材育成等の支援を行っている。

当年度は民法作業部会（部会長 森嶽昭夫 特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長 委員他14名）を2回及び民事訴訟法作業部会（部会長 竹下守夫 法務省特別顧問 委員他12名）を2回実施した。また民法作業部会のサブ部会であるカンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ（委員 南敏文 前東京高等裁判所部総括判事 他9名）は会合を4回実施した。

#### (5) 中国国別研修

##### ① 平成24年度中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」

期 間：平成24年7月9日～7月19日（11日間）

場 所：法務省法務総合研究所（大阪・東京）及びJICA関西・東京国際センター

研修内容：中国は、市場経済化にあわせて、民商事法分野における様々な法整備を進め、2009年からは国際協力部が関与して中国民事訴訟法及び民事関連法の立法支援を行っている。しかし、現行の中国行政訴訟法は1989年4月4日の制定（1990年10月1日施行）であり、20年以上が経ち、経済の急成長を遂げて社会や市民生活も大きく変化したものの、同法の改革がなされてない状況にある。この間、中国の行政事件数は激増しているが、現行の中国行政訴訟法は、例えば受理範囲が限定列举主義のため、十分に対応できない状態であり、多くの行政紛争は訴訟以外の方法（陳情等）で解決されている。また、行政訴訟の裁判実務における市民の権利保障が不十分と言われ、様々な問題が生じている。このため、第11期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に行政訴訟法改正が加えられ、起草担当部門である同委員会法制工作委員会行政法室は2013年までに改正作業を終えることを目指している。上記行政法室は、行政訴訟法以外にも様々な行政関連法の起草を行っているが、現在常務委員会で審議されている中国出境入境管理法の改正作業についても日本の支援を要望している。今回の研修は、次の目的として実施した。（1）日本の行政事件訴訟法に関する講義や裁判所及び行政庁の見学、中国行政訴訟法改正における問題点の検討・意見交換を通じて、同法改正作業への助言・提言を行うこと（2）日本の出入国管理及び難民認定法の概要、出入国管理実務についての知見を提供し、今後の改正作業に役立てること。

研修員：10名

童衛東	全国人大常委会法制工作委員会行政法室副主任
田燕苗	全国人大常委会法制工作委員会法規備案審查室副巡視員
寧曉路	全国人大常委会法制工作委員会弁公室調査研究員
黃海華	全国人大常委会法制工作委員会行政法室副處長
李輝	全国人大常委会法制工作委員会行政法室主任科員
田林	全国人大常委会法制工作委員会行政法室副主任科員
張曉	全国人大常委会法制工作委員会行政法室副主任科員
周雍	江西省人大常委会法制工作委員会副主任
曹建強	湖北省人大常委会法規工作室處長
李廣宇	最高人民法院行政審判庭副庭長

② 平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

期 間：平成25年1月29日～2月4日(7日間)

場 所：法務省法務総合研究所（大阪）及びJICA関西国際センター

研修内容：平成22年6月以降、国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」を実施しているが（期間3年）、民事訴訟法の改正が一段落したことに伴い、現在民法室は主として民事関連法の分野である中国相続法及び中国消費者権益保護法の改正作業に着手しているが、今回の国別研修は、中国消費者権益保護法改正を支援するため、昨年度（平成24年1月）に引き続いて実施するもので、消費者契約法等を中心とした講義や中国消費者権益保護法改正における問題点の検討、消費者庁や金融庁（主として金融商品消費者保護に関する問題）、地方自治体（大阪市）における消費者保護行政についての講義のほか、大阪市消費者センター見学、消費者保護委員会（大阪弁護士会）との意見交換を実施した。

研修員：12名

扈紀華	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室巡視員
孟晨	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室副巡視員
石宏	全国人民代表大会常務委員会法制工作員会民法室一处处长
孫娜娜	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
水森	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
李恩正	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任科員
蘇雲龍	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審查室主任科員
滕鑫曜	湖北省人大常委会法規工作室副主任
王毓瑩	最高人民法院民事審判第一廷助理審判員
梁穎	国家工商行政管理总局法規司主任科員
凌雲	雲南省高級人民法院民事審判第一廷廷長
陳劍	中国消費者協会法律部主任

## (6) 中国個別専門家及び国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室（以下 民法室）からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトにおいて、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度の整備・民事紛争の適正・円滑な解決が促進を重点に置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」が実施された。

引き続き、民法室から民事法全般についての支援要請があり、平成23年4月から、プロジェクト方式から個別案件対応とし、中国個別専門家及び国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会を実施し、中国民事訴訟法及び民事関連法の起草支援を継続している（期間3年）

中国民事訴訟法研究会

委員長 上原 敏夫 明治大学法科大学院教授 委員他10名

会合 1回開催

中国「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事関連法アドバイザリーグループ

委員 稲田 龍樹 学習院大学法科大学院教授 他2名

会合 1回開催

## (7) 中国行政訴訟法及び行政関連法アドバイザリーグループ

中国では、行政訴訟法改正作業が第11次全人代常務委員会の立法計画に含められ、2013年までの行政訴訟法改正が目標として掲げられた。本目標を達成するため、全人代では主要先進国の関連法律の研究に着手しており、今後も行政法分野での立法作業を予定しているところ、中国政府より、日本の行政訴訟法及び関連行政法の内容や実務を参考にしたいとの要請があった。一方、我が国においては、行政権により権利を侵害された国民の権利救済機能を強化するため、2004年に行政事件訴訟法を改正し、その改正趣旨や改正後の運用から得られた教訓についての知見を有していることから、本案件は中国の行政関連法の改正作業に關係する関係機関・法曹実務者が、中国の行政関連法改正論点に関する日本の行政関連法及び司法実務への理解を深め、中国の行政関連法改正に活かすこと目的として実施するもの。

中国「行政訴訟法及び行政関連法」に係る中国行政関連法アドバイザリーグループ

委員 村上 敬一 元東京高等裁判所部総括判事 委員他4名

会合 平成24年度実施せず

## (8) ラオス国別研修

① 平成24年度ラオス法律人材育成プロジェクト第4回「刑事訴訟法」

期間：平成24年10月15日～10月26日（12日間）

場所：法務総合研究所（大阪・東京）及びJICA関西・東京国際センター

研修内容：これまで、ラオス刑事訴訟法に関する分析・検討及び教材作りを行うサブワーキンググループ（以下「刑事訴訟法SWG」という。）では、教材作りの前段階として、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」の作成作業を行ってきた。他方ラオス刑事訴訟法は、2012年6月にラオス国会の審議を経て改正されたため、前記チャートの内容が改正を踏まえたものになるよう改訂するとともに、既に一部執筆が始まっている教材の内容も改正を踏まえたものとなることが見込まれ、今後、刑事訴訟法SWGメンバーがラオス改正刑事訴訟法に関する理解を深め、執筆する上での問題点を克服しながら現実にモデル教材作成作業を進める必要がある。本研修は、刑事訴訟法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員）を研修員として日本に招き、日本の刑事訴訟法理論及び刑事訴訟実務並びに日本における法曹教育等に関して情報提供を行うとともに、ラオス改正刑事訴訟法に関する集中協議、教材のドラフトに関する意見交換を行い、今後、教材等の内容が法改正を適切に反映し充実したものとなり、教材の作成作業が効果的・効率的に行われるよう実施したものである。

研修員：13名

センタヴィ・インタヴォン	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
ソムマイ・ブッタヴォン	中部高等裁判所少年部部長／裁判官
スパシット・ローワンサイ	最高人民検察庁検察官研修所副所長
スパボーン・インタヴォン	ボーケー県人民検察院副所長
ブンマー・ドゥアンマラーン	ビエンチャン首都人民検察院副所長
チャンタブン・ペーンカムサイ	最高人民検察庁法学研究部長
ウパイワン・サイヤヴォン	司法省南部法科大学副学長
シースダー・ソパヴァンディ	司法省法律普及局副局長
ヴィライ・ランカーヴォン	国立大学法政治学部人事課長
シーワン・ブンタラー	中部高等裁判所刑事部副部長／裁判官
ミットラコーン・ソンカムチャン	司法省国際協力研究所専門官
ペットパサート・ヴァンナパー	司法省北部法科大学教務課長
スリデート・ソーインサイ	最高人民裁判所刑事部裁判官補助

② 平成24年度ラオス法律人材育成プロジェクト第5回「民事訴訟法」

期 間：平成24年11月26日～12月7日（12日間）

場 所：法務省法務総合研究所（大阪）及びJICA関西国際センター

研修内容：前記の刑事訴訟法研修に引き続き、民事訴訟法研修を実施するものである。これまで、ラオス民事訴訟法に関する分析・検討及び教材作りを行うサブ・ワーキンググループ（以下「民事訴訟法SWG」という。）では、教材作りの前段階として、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」を作成し、その普及を行ってきた。他方、ラオス民事訴訟法は、2012年6月に開催された国民会議での審議を経て改正されたため、現在、前記チャートの内容が法改正を踏まえたものになる

よう改訂を進めており、また、今後、執筆する教材の内容も法改正を踏まえたものとなることが見込まれ、執筆する上での問題点を克服しながら現実に教材作成作業を進める必要がある。本研修は、民事訴訟法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員）を研修員として日本に招き、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務等に関して情報提供を行うとともに、ラオス改正民事訴訟法（同法に基づくチャートを含む）に関する発表・集中討論を行い、今後、教材の作成作業が効果的・効率的に行われ、教材の内容が法改正を適切に反映し充実したものとなるよう実施したものである。

研修員：12名

ソムサック・タイプンラック	中部高等人民裁判所副所長
ポーンペット・ウンケオ	最高人民検察院民事審査部副部長
パイマニー・サイヴォンサー	ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
ブンメーク・バンナウォン	司法省人事局長
カンムアン・シウイライ	最高人民検察院民事部副部長
ブントゥン・シートーングオチャンパー	ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
ウドーン・シンダーラー	中部法科大学学長
ソムサニット・ドンパスト	南部法科大学副学長
センスリヤー・プアンペット	最高人民裁判所国際協力課長
ネオパチャン・カムマニウォン	司法省法律研究所課長
アクソンシン・ウィサイヤライ	ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
プーミー・シンラッタナタマテーワー	司法省国際協力局国際司法課副課長
ブンカム・チャンタマンリー	南部法科大学教官

③ 平成24年度ラオス法律人材育成プロジェクト第6回「民法」

期 間：平成25年2月4日～2月15日（12日間）

場 所：法務省法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容：前記の民事訴訟法研修に引き続き、民法研修を実施するもの。これまで、ラオス民法に関する分析・検討及び教材作りを行うサブ・ワーキンググループ（以下「民法SWG」という）では、教材作りの前段階として、民法事例問題集（民法Q&A集）の作成作業を通じ、現行のラオス民法の理解を深めることに努めてきたが、同問題集は既に完成し、現在、その普及活動を実施している。他方、ラオスは、2015年の民法典制定を目指しており、民法SWGグループでは、現行の民法に基づいて教材の執筆を進めつつ、民法典制定に向けた議論を重ねている。本研修は、民法SWG内の4つのグループのうち、総則及び自然人・法人を担当するグループ（グループ1）と契約内外債務及び担保を担当するグループ（グループ2）を研修員として日本に招き、日本の民法に関する理論及び民事実務等に関して情報提供を行うとともに、ラオス民法（新たな民法典の条項を含む）及び教材の執筆に関する討論を行い、今後、教材の作成及び民法典の起

草が効果的・効率的に行われ、教材の内容が充実したものとなり、民法典の草案が適切なものとなること目的として実施したものである。

研修員：19名

ジョムカム・ブッパリワン	司法省法・司法研修所長
ナロンリット・ノーラシン	司法省国際関係・協力局長
ウィサイ・シーハーパンニヤー	ラオス国立大学法政治学部学科長
ソムサック・タイブンラック	中部高等人民裁判所副所長
チャンタリー・ドゥアンウィライ	最高人民裁判所判事
ドゥアンマニー・ラオマオ	司法省経済紛争解決センター副所長
カンムアン・シウイライ	最高人民検察院民事部副部長
タノンサック・ラサポン	中部高等人民裁判所判事
ブアリー・ペッミーサイ	ヴィエンチャン首都第三地区人民検察院副所長
チッタソン・ブンコン	司法省法制局課長
シウイサイ・パサンポン	司法省検査局副局長
ラッサミー・シーサムット	司法省法・司法研修所課長
コンサワン・サワリー	司法省法律普及局課長
ネオパチャン・カムマニウォン	司法省法律研究所課長
カムパイ・サイニヤウォン	ヴィエンチャン首都公証局長
サーティット・スッタムマコート	商工省技官
プーミー・シンラッタナタマテーウー	司法省国際協力局副課長
ラオカム・カムブートサヴォン	南部法科大学教官
サイタヌー・インソムポン	北部法科大学教官

#### (9) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

平成22年7月から平成26年7月までの4ヶ年の予定でラオス司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じて法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を目的とするプロジェクトが開始された。

国内でのアドバイザリーグループ

① ラオス民法アドバイザリーグループ

委 員 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 他3名  
会 合 平成24年度実施せず

② ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ

委 員 名津井 吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他4名  
会 合 平成24年度実施せず

③ ラオス刑事訴訟法アドバイザリーグループ

委 員 加藤 克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他5名  
会 合 1回開催

## (10) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

### 第5回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間：平成24年11月29日～12月14日（16日間）

場 所：法務省法務総合研究所(大阪)及びJICA関西国際センター

研修内容：世界経済がグローバル化する一方で、国際的な取引に際しては、相手国の法制度に関する情報が必ずしも十分に得られないことが多く、これが国際的な投資活動の障壁となっている。この傾向は、世界各地域で見られるが、ことに社会主义体制を放棄し、新たに資本主義に基づく市場経済体制への移行期にある旧ソ連の諸国、特に中央アジア地域の各国において顕著であり、同地域は我が国にとって今後、より一層法制度及びその実際の運用について情報を収集しなければならない地域であるのみならず、同地域にあるそれぞれの国にとっても、自国の法制度に関する情報を効果的に発信し、かつ、他国の情報を積極的に受信する必要がある。本セミナーは、このような背景の下、特に対外・対内投資に大きな影響を与える各国の会社法制に関し、専門家が一堂に会し、制度及びその運用に関する比較研究を目的としたもので、今回は、会社法制のうち、特に対象国において多く利用されている有限会社について、設立後における社員と会社の関係について、各国からの報告及びこれに基づく意見交換を行い、中央アジア諸国における会社法制及びその実態が明らかにされ、同地域における投資活動に際しての予測可能性の向上に資することを目的として実施された。

研修員：12名

（カザフスタン）

イエルメコフ アドレット アクモラ州特別広域経済裁判所長

ジャマンバイエフ バキットベルゲン アティラウ州特別広域経済裁判所長

ヌルマハトフ ダニヤル

経済発展貿易省企業発展委員会国家機関活動監視部主任専門家

（キルギス）

アバキロフ メデル外務省国際法部二国間協力課長

コジョシェヴァ ヌルジヤン司法省法令審査部主任専門家

ムラタリエフ バキトベック公共資産基金資産問題部

（タジキスタン）

ミルゾエフ パルヴィズ ルダキ地区裁判所判事

ホジャエフ フアルフ ドウシャンベ市経済裁判所判事

ルスタモフ フアルフ司法省国際投資プロジェクト法務部長

（ウズベキスタン）

ベクチャノフ アリシェル司法省経済法部主任顧問

アリポフ ディルショド タシケント市経済裁判所判事

オキル ウバイドウラエフ対外経済関係投資貿易省法律部主任

## (1 1) 中央アジア地域別研修 比較法制研究セミナー アドバイザリーグループ

委 員 出水 順 大阪大学大学院高等司法研究科教授 他 6 名

会 合 3 回開催

## (1 2) ネパール国別研修

### ① 平成 24 年度第 1 回ネパール国別研修「民法解説書準備」

期 間：平成 24 年 8 月 13 日～8 月 24 日(12 日間)

場 所：法務省法務総合研究所(東京)及び JICA 東京国際センター

研修内容：ネパールでは、2008 年 5 月に、王政の廃止と連邦民主共和国制への移行が宣言され、以後、制憲議会により、憲法制定作業が進められるのと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19 世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・AIN 法典」(「国法典」～民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑事手続法の 4 分野を包摂する基本法典)の分割・再編纂作業が行われてきた。2011 年に民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法及び調整法の草案が制憲議会に提出された後、その運用に不可欠な体制作りや関連法令の整備に取り組んでいる。この民法草案作成に当たって、日本側アドバイザリーグループが、助言・指導を行ってきたが、ネパール政府は、民法草案完成後には、民法解説書作成のための民法解説書作成委員会を結成して、民法解説書を 2012 年度中に完成させることを目標としている。本研修は 2012 年 3 月の研修に引き続き日本側アドバイザリーグループと集中協議を実施し、日本側からの助言・指導によってその内容を向上させることを主要な目的として、併せて、法務省及び裁判所等を訪問し、関係者と意見交換することにより、日本における立法作業や民事実務に関する知識を習得することも目的として実施したもの。

研修員：10 名

ブレシュ・ラジュ・シャルマ	法務・司法省事務次官
アンバー・プラサド・パント	トリブヴァン大学法学部長
ユヴ・ラジュ・バンダル	ネパール弁護士会財務部長
ビデウル・コイララ	最高裁判所課長
ジャヤ・マンガル・プラサド	カトマンズローススクール専門家
バス・デヴ・ニュウパネ	法務・司法省課長
ラジエンドラ・キショル・クシャトリ	法律委員会局長
ラム・クリシュナ・ティマルセナ	コンサルタント(前最高裁事務総長)
プルニマ・コイララ	法務・司法省係長
ナレンドラ・マン・シュレスター	法務・司法省局長

### ② 平成 24 年度ネパール国別研修「事件管理」

期 間：平成 24 年 9 月 18 日～9 月 27 日(10 日間)

場 所：法務省法務総合研究所(東京)及び JICA 東京国際センター

研修内容：ネパールでは、2008 年 5 月に、王政の廃止と連邦民主共和国制へ移行

が宣言され、以後、制憲議会により、憲法制定作業が進められるのと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・AIN法典」（「国法典」～民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑事手続法の4分野を包摂する基本法典）の分割・再編纂作業が行われてきた。2011年に民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法及び調整法の草案が制憲議会に提出された後、その運用に不可欠な体制作りや関連法令の整備に取り組んでいる。ネパールでは、現在、訴訟遅延及び「不処罰」（impunity）が大きな問題となっていることから、司法の信頼回復のためには裁判官等の執務能力の向上と事件処理・管理能力の強化を図り訴訟遅延及び「不処罰」を解消することが必須である。そこで、本研修では、日本における迅速な事件処理へ向けた取組を学ぶことにより、ネパールにおける訴訟遅延及び「不処罰」の原因を探り、これらを改善することを目的として実施したもの。

研修員：10名

ラム・クマール・プラサド・シャフ	最高裁判所判事
スシーラ・カルキ	最高裁判所判事
ケシャリ・ラジ・パンディトパタン	高等裁判所首席判事
ロヒト・チャンドラ・シャ	最高裁判所事務総長
ヤグヤ・プラサド・バスヤルパタン	高等裁判所判事
ビップル・ニュウパネ	最高裁判所総務部長
ナフクル・スペディ	最高裁判所事件令状管理部長
レクナス・ダカルチトワン	地方裁判所判事
プナラム・カナルカトマンズ	地方裁判所判決執行課長
サナト・チャンドラ・ラワトマヘンドラナガール	高等裁判所事務局長代行

#### (13)ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループが設置されている。

ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

委員 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 他3名

会合 8回実施

#### (14)モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

モンゴルにおいては、2005年から法整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006年9月から2008年11月まで、モンゴル弁護士会と共同で、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置し、調停人の育成などに協力する「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施した。これら協力の成果を踏まえ、2010年からモンゴル最高裁判所

と協力し、調停センターの利用を促進しつつ、モンゴル全国に調停制度を導入する計画策定を支援する「調停制度強化プロジェクト」を実施しており、2012年5月には調停法が成立し、2013年から調停を全国の一審裁判所で導入することが決定している。フェーズ1は、今年度終了したが、平成25年度より、フェーズ2として継続することになっている。

モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

委員長 稲葉一人 中京大学法科大学院教授 委員他5名

会合 5回（フェーズ1）実施

2回（フェーズ2立上げ準備）実施

#### (15) ウズベキスタン国「民間セクター活性化のための行政手続改善アドバイザリーグループ

ウズベキスタンでは、企業活動の発展を法的に阻害している問題として、市場経済発展に必要な基本的法制度の不備、多量の下位法令と法令間の矛盾、不透明な手続と不適切な干渉があると指摘されているが、JICAは、法整備を行うことで上述の法的阻害要因を除去し、企業活動発展の基盤となる制度の強化を目指し、2005年11月から2008年9月にかけて、「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」を実施し、ウズベキスタンの経済発展に資する法整備策として特にニーズの高い、行政手続法の制定、民事法令の改善、法令データベース開発に対する支援を行なった。その後、起草がほぼ完了している行政手続法やその関連法の運用に対する更なる支援が必要となっているとの認識の下で、民間セクターにおける大きな課題である行政手続を改善するための支援の妥当性が高いと判断され、2010年4月「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」が実施されている。当初2012年3月末に終了予定であったが、半年間延長された。

ウズベキスタン国「民間セクター活性化のための行政手続改善アドバイザリーグループ

委員 市橋 克哉 名古屋大学大学院法学研究科教授 他委員6名

会合 2回実施

## 5、その他

### (1) 公益法人化

① 平成25年3月18日内閣総理大臣から公益財団法人の認定を取得。

認定番号：府益坦第1579号

② 平成25年4月1日 公益財団法人国際民商事法センター登記。

### (2) 機関誌「I C C L C」発行

第36号 平成24年6月発行

2011年度「国際民商事法金沢セミナー」

第37号 平成24年7月発行  
平成23年度事業報告、平成24年度事業計画

第38号 平成24年11月発行  
シンポジウム「アジア市場の形成に向けた日本の役割」

第39号 平成25年1月発行  
ミャンマー・ビジネスロー2012

(3) ICCLCニュースレター発行

第26号 平成25年1月発行  
中央アジアにおけるビジネスの可能性

(4) パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成した。  
平成25年4月からの公益法人化に合わせ、ホームページの全面更改を行った。

以上